

厚生年金基金令等の一部を改正する政令要綱

第一 厚生年金基金令の一部改正

一 厚生年金基金の設立事業所に係る権利義務の移転を申し出る際の手続等を定めること。（第四十一条の三及び第四十一条の三の二関係）

二 他の厚生年金基金へ老齢年金給付の支給に関する権利義務を移転する場合及び脱退一時金相当額を移換する場合等における移転等の申出期限及び加入員期間等の取扱いを定めること。（第四十一条の三の四、第四十一条の三の五、第四十一条の七、第五十一条、第五十二条の五の二、第五十二条の五の三関係）

三 確定拠出年金法に規定する企業型年金が企業年金連合会の会員となることができるとすること。

（第四十八条の二関係）

四 企業年金連合会から厚生年金基金へ移換する年金給付等積立金の額の計算方法を定めること。（第五十二条の五の四関係）

五 厚生年金基金は、当該厚生年金基金の加入員が当該加入員の資格を喪失したとき又は当該加入員の資

格を取得した者が当該厚生年金基金に脱退一時金相当額等を移換できるものであるとき等は、脱退一時金相当額の移換等に関して必要な事項について、当該加入員の資格を喪失した者又は取得した者に説明しなければならないこと等とすること。（第五十五条の二関係）

第二 確定拠出年金法施行令の一部改正

一 規約に定めるべき事項に、厚生年金基金、確定給付企業年金又は企業年金連合会からの脱退一時金相当額等の移換に関する事項を追加すること。（第三条及び第二十七条関係）

二 厚生年金基金等の他の企業年金制度等から資産を移換する際に、本人の同意があれば、本人が負担した掛金を原資とする部分についても企業型年金の資産管理機関へ移換できることとすること。（第二十条及び附則第二条関係）

三 厚生年金基金等の他の企業年金制度等から資産を移換する場合における通算加入者等期間に算入される期間及び企業型記録関連連运营管理機関又は国民年金基金連合会への通知事項を定めること。（第二十条、第二十六条及び第三十八条関係）

四 事業主又は国民年金基金連合会は、企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を取得した者が当

該企業型年金の資産管理機関等に脱退一時金相当額等を移換できるものであるときは、脱退一時金相当額等の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を取得した者に説明しなければならないこととする。 (第二十五条及び第三十八条関係)

五 事業主は、その実施する企業型年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したとき等は、個人別管理資産の他の企業型年金の資産管理機関等への移換に関する事項について、当該加入者の資格を喪失した者に説明しなければならないこととする。 (第四十六条の二関係)

六 脱退一時金の支給要件等を定めること。 (第五十九条及び第六十条関係)

第三 確定給付企業年金法施行令の一部改正

一 規約に定めるべき事項に、厚生年金基金の設立事業所の一部の権利義務の承継に関する事項及び他の確定給付企業年金等からの脱退一時金相当額等の移換に関する事項を追加すること。 (第二条及び第五条関係)

二 加入者の資格を喪失した後他の確定給付企業年金等へ脱退一時金相当額等を移換した者については、もとの確定給付企業年金へ再加入した場合であっても、前後の加入者期間を合算しないものとするこ

と。(第二十一条関係)

三 確定給付企業年金の中途脱退者の加入者であった期間を定めること。(第四十九条の二関係)

四 他の確定給付企業年金の実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務を承継した場合における加入者期間の取扱いを定めること。(第五十条関係)

五 他の確定給付企業年金へ脱退一時金相当額を移換する場合等における移換申出期限及び加入者期間等の取扱いを定めること。(第五十条の二、第五十条の三、第七十三条、第八十八条の二及び第八十八条の三関係)

六 事業主等は、確定給付企業年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したとき又は当該加入者の資格を取得した者が当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に脱退一時金相当額等を移換できるものであるとき等は、脱退一時金相当額等の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を喪失した者又は取得した者に説明しなければならないこととする(第五十条の四及び第九十三条関係)

七 企業年金連合会による確定給付企業年金の中途脱退者及び終了制度加入者等に係る措置を定めること。
(第七章の二関係)

八 厚生年金基金から確定給付企業年金へ脱退一時金相当額を移換する場合において、厚生年金基金から企業年金連合会へ移換される現価相当額の計算方法を定めること。（第七十四条の二関係）

第四 その他

一 厚生年金基金連合会及び企業年金連合会の評議員及び役員任期の経過措置を定めること。（附則第二條関係）

二 施行日前に厚生年金基金令附則第九条の規定により厚生年金基金の中途脱退者とみなされた者又は同令附則第十条の規定により解散基金加入員とみなされた者については、確定給付企業年金法の規定により企業年金連合会へ脱退一時金相当額又は残余財産を移換した確定給付企業年金の中途脱退者又は終了制度加入者等とみなし、同法その他の法令の規定を適用するものとする。（附則第三條関係）

第五 その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 施行期日

この政令は、平成十七年十月一日から施行すること。